

令和2年9月18日

経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

消費経済審議会  
会長 升田 純

消費生活用製品安全法の特定保守製品の一部見直しについて（答申）

令和2年9月14日付け20200831保第7号をもって当審議会に諮問  
がありました標記の件については、下記のとおり答申します。

記

消費生活用製品安全法の特定保守製品のうち、別添の品目をその指定から外  
すことが適当である。

(別添)

- (1) ガス事業法施行令(昭和29年政令第68号)別表第1第1号に掲げるガス瞬間湯沸器(屋外式(屋外に設置され、風雨の影響に耐える構造を有する方式をいう。以下同じ。)のものを除く。)
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号)別表第1第3号に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器(屋外式のものを除く。)
- (3) ガス事業法施行令別表第1第3号に掲げるガスバーナー付ふろがま(屋外式のものを除く。)
- (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令別表第1第5号に掲げる液化石油ガス用バーナー付ふろがま(屋外式のものを除く。)
- (5) 電気用品安全法施行令(昭和37年政令第324号)別表第2第8号(27)に掲げる電気食器洗機(システムキッチン(台所流し、調理用の台、食器棚その他調理のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいう。)に組み込むことができるように設計したものであつて、熱源として電気を使用するものに限る。)
- (6) 電気用品安全法施行令別表第2第8号(48)に掲げる温風暖房機(密閉燃焼式のものであつて、灯油の消費量が12キロワット以下のものに限る。)
- (7) 電気用品安全法施行令別表第2第8号(60)に掲げる電気乾燥機(浴室用のものであつて、電熱装置を有するものに限る。)

以上